

5. エクアドル政府 チャールズ・ダーウィン財団間の合意書（邦訳）

官報 No.812

1991年11月14日付

No.5

エクアドル共和国およびチャールズ・ダーウィン財団との間のガラパゴス諸島に関する合意書（和訳）

エクアドル国政府を一方とし、チャールズ・ダーウィン財団を他の一方として、ガラパゴス諸島に関して、双方は以下に詳述する条項の下に合意を締結することに同意するものである。

1. 経緯

1. - 1964年2月14日エクアドル共和国およびチャールズ・ダーウィン財団との間でコロンのあるいはガラパゴス諸島における生物学ステーション設立に関する合意書が調印された。
2. - 同合意期間である25年を経て、同合意書第24項に従い自動的に5年間更新された。
3. - チャールズ・ダーウィン財団は、同諸島の保全、エクアドルおよび世界の科学・教育の発展に計り知れない価値をもつ役割を提供した。
4. - ガラパゴス諸島における教育、科学および文化の発展を確実なものにするためにこの有意義な協力を維持するという国の関心に適っている。

2. 更新

前述の経緯より、該当期限または期間満了の90日以前に、双方いずれかから他方に対する書面による反対表明通知を送ることなく、更新可能な25年間の合意期間を5年間更新することを決定した。

3. 改定

第2,7,13,14,16,18,19項の「生物学ステーション」を「科学ステーション」に、また「取締役理事会」を「執行理事会」とする。

4. 承認

1964年2月14日に調印され、同年同月15日付けで官報No.181に公示されたエクアドル共和国およびチャールズ・ダーウィン財団との間の合意書のすべての内容を承認する。

本合意は、調印日を以って発効する。

1991年10月30日キト市においてスペイン語にて真正コピー3通を作成。

署名 Dr. Diego Cordovez
エクアドル政府外務大臣

署名 Dr. Craig MacFarland
チャールズ・ダーウィン財団総裁

名誉証人

署名 Dr. Rodrigo Borja Cevallos
エクアドル共和国大統領

署名 Dr. Rodrigo - repo(原文欠落)
チャールズ・ダーウィン財団副総裁ならびにエクアドル・グループ総裁

これは写しであることを証明する。

署名 Gonzalo Ortiz Crespo
行政次官

No.0507

農業牧畜省は以下に鑑み：

ピチンチャ州キト郡に所在する、エクアドル・アンデスの動植物相のプロモーションおよび保護財団「パチャママ」の定款承認のための必要書類が本省に提出されたこと。

担当である森林および更新可能自然資源次官が、1991年9月17日付け覚書 No.06609 SFRNR/DANVS を以って肯定的報告を発行したこと。

さらに、森林法一般規則第157条の与える権限を行使すること。

よって、下記に合意するものである。

第1条 以下の修正を加えて定款を承認し、ピチンチャ州キト郡に所在する、エクアドル・アンデスの動植物相のプロモーションおよび保護財団「パチャママ」に法人格を与えるものである。

- 会員に対する罰則に関する第10条において、「財団追放の理由となる」という語句中の「追放」の後に「除名」という語を加える。

- 第14条g)項の追放」の後に「除名」という語を加える。

第2条 下記の人員を創設会員として分類する。

氏名	身分証明書 No.
Delgado Tello Jorge Washington	190000076-9
Donoso Quiroz Juan Carlos	090000374-5
Egas Varea Pablo Agustín	050000926-6
Hervas Ordoñez The´mo Aurejo	100081463-2

官報
エクアドル政府機関

共和国暫定大統領 Dr. Fabián Alarcón Rivera 監修

第(監)年次 キト市、1998年3月18日 No.278

編集長 EDUMUNDO ARIZALA ANDRADE

電話：(総務) 212-564 年間購読料 378,000 スクレ
配布：(倉庫) 583-227 国営発行所印刷
4500 部発行 24 ページ 価格 1,100 スクレ

目次

立法

法規：

67 ガラパゴス州の継続可能な保全および開発に関する特別制度法 1

行政

政令：

1069 海洋活動規則改定 18

1212 財務大臣に対し、サンタ・エレナ半島上下水道プロジェクトの一部資金調達に向けた
アンデス振興機構 CAF との間の借款調印を許可。
. . . . 19

1213 1998年2月25日付け官報 No.263 に公示の同年同月18日の行政令 No.1140 を撤
廃。 20

決議：

沿岸および海洋商業局

567/98 グアヤキル - ドゥラン航路の旅客輸送用ボートの運賃を設定。 20

国家検事局

078 機構組織規則改革 20

銀行監督庁

SB - INS - 98 - 068 ボリバル・コンパニーア・デ・セグロス・デル・エクアドル株式会社
の増資承認 22

地方自治体条例

- チンボ州サン・ホセ郡：サン・セバスティアン小教区の通りを Prof. Herculano Dominguez
Carvajal と命名。 23

- チンボ州サン・ホセ郡：分譲集合住宅所有権制度の下に不動産の導入を規制
. . . . 23

国会

キト市、1998年3月11日
文書 No.604 - PCN

官報編集長

EDUMUNDO ARIZALA ANDRADE 殿

拝啓

エクアドル国会立法委員会全員は、共和国暫定大統領 Dr. Fabián Alarcón Rivera 氏より一部異議申し立てがあったものの、共和国政治憲法の与える権限に従い、ガラパゴス州の継続可能な保全および開発に関する特別制度法法案原文を協議、承認、認証したことをここにご連絡いたします。

よって、共和国政治憲法第 93 条規定に従い、官報への公示を準備されたく、当該国会討議の日付を以って、法案原文の認証コピーならびに国会公式書記の証明書を送付します。

敬具

署名 Dr. Heinz Moeller Freile
国会議長

国会
証明書

署名者であり国会公式書記である本職は、ガラパゴス州の継続可能な保全および開発に関する特別制度法法案が協議・承認され、また共和国暫定大統領 Dr. Fabián Alarcón Rivera 氏より一部異議申し立てがあったことを下記のとおり証明する。

第一回討議 1997年10月28および29日
立法委員会全員

第二回討議 1997年11月20、25、26、27日、12月2、3、9、10日および1998年1
月7、13、20日
立法委員会全員

原文認証(共和国暫定大統領より一部異議申し立て)
98年3月5日
立法委員会全員

キト市、1998年3月11日

署名 Dr. Jaime Dávila de la Rosa
国会公式書記

No.67
国会

立法委員会全員は以下に鑑み：

エクアドル共和国政治憲法は第 154 条において、ガラパゴス州が特別制度を持ち、その保護のため自由な居住権、所有権および商業権が制限されうることを定めていること。

エクアドル共和国政治憲法第 22 条第 2 項は、汚染のない環境で暮らす権利を保証し、この権利が影響を受けないよう考慮し、また自然保護の後援を国に義務付けている。さらに、環

境保護のため、法が特定の権利と自由行使の規制を設定することを定めていること。

ガラパゴス国立公園は、1959年7月20日付け官報No.873に公示された緊急法令No.17により1959年7月4日に設立され、人類の自然資産として宣言され、永久に保存されるべきその顕著な自然・科学・教育的価値により、生物圏保護リストに含められた。よって、エクアドル国家は世界各国に対し、現在および将来の世代のためガラパゴスあるいはコロン諸島保全という必然的かつ歴史的約束を負ったこと。

海洋資源保護は、1986年5月13日付け官報No.434に公示された政令No.181D-Aにより定められ、森林および自然区域ならびに野生種保全法において設定されたカテゴリーへの導入が必要であること。

ガラパゴス諸島の生物学的多様性に対する主な脅威は外来種の存在であること。
ガラパゴス州は1973年3月16日付け官報No.256に公示された、1973年2月18日の大統領令No.164ならびに1973年3月23日付け官報No.271に公示された1973年3月16日の大統領令No.274により制定されたこと。

ガラパゴス州の陸地および海洋の自然区域の自然資産保全ならびに周囲の住宅地開発に留意し、同州の定住民との調和的關係に向けた法的措置を取ることはエクアドル国家の義務であること。

ガラパゴス州の陸地および海洋区域ならびに住宅地は、継続可能な保全と開発がこれら三つの要素の環境管理に依存するように相互に連結していること。
生態系コンポーネントの保護・保全はエクアドル国家の政策であること。
人類、地域住民、教育科学の利益のために、ガラパゴス州の陸地および海洋生態系、その例外的な生物学的多様性および特異な生態的・進化的プロセスの完全さと機能を保護し保全することはエクアドル国家の政策であること。

憲法により与えられた法的権限を行使し、以下を公布する。

ガラパゴス州の継続可能な保全および開発に関する特別制度法

序編

第1条 法の範囲

ガラパゴス州の継続可能な保全および開発に関する特別制度法は、住宅地ならびに保健、教育、衛生、基本サービスなどの関連活動、ガラパゴス州およびその保護海域の継続可能な保全と開発活動に関する各所属機関と自治機関が従う法的・行政的制度を定めるものである。

第2条 ガラパゴス州の政策および立案設定のための基本的基準

ガラパゴス州およびその保護海域内での政策、立案および公共・民間事業の実施は以下の原則に従うものとする。

1. 最低限の人間の干渉の下に生態系の進化プロセスの継続を可能にし、特に島々の間および諸島と大陸間の遺伝学的隔離に留意した、ガラパゴス州の生態系と生物学的多様性、特に自生種および固有種の維持。

2. ガラパゴス州の生態系の許容能力範囲内での継続可能なコントロールされた開発。
3. 開発活動への地域住民の優先的参加および生産・教育・育成・雇用の特別モデルの導入に基づく、島の生態系の継続可能な経済的利用。
4. 外来の病気、害虫、動植物種のガラパゴス州への導入の危険の縮小。
5. ガラパゴス州住民の生活の質は、人類資産の例外的性格に対応しなければならない。
6. 住宅地と陸地・海洋保護区との間に存在する相互影響の認識、ひいてはその総合的管理の必要性の認識
7. 島の環境と生態系を損ねうる事業や活動実施における予防措置の原則の認識。

本法から派生する規則は、環境保護、自然資源保全および継続可能な開発を確保するための科学的・技術的要件を含むものとする。

第 I 編 機構的枠組

第 1 章 国立ガラパゴス庁(INGALA)

第 3 条 国立ガラパゴス庁(INGALA)は、公的権利を有し、法人格を持ち、権利を行使し、独自の資産、予算、管理財務の自治権を以って義務を負う法的能力をもつ事業体であり、その本部をガラパゴス州サン・クリストバル郡プエルト・バケリソ・モレノに置き、共和国大統領配属でガラパゴスに管轄を持つ。

国立ガラパゴス庁(INGALA)は、INGALA 審議会および技術局から構成され、運営部門とその所属部門により運営される。

第 4 条 INGALA の権限

国立ガラパゴス庁(INGALA)は、の各機関が要望する技術的顧問組織として設立される。また、ガラパゴス州の地方レベルでの計画立案および調整機関である。

INGALA は、ガラパゴス州の一般政策ならびに住宅地の保全および継続可能な発展のための計画立案方針策定関連部門からの情報を備え、審議会の承認を受けるものとする。

INGALA は、科学的・学究的期間、国の所属機関、地方政府、市民組織などと調整の上、環境管理および社会的問題に関係する研究を行う。

特に下記の活動が該当する。

1. 自然保護、公共サービス提供、地域社会福祉、継続可能な観光開発と規制、自然資源開発、島内で必要とされる人的資源育成に関わる事項において、国の所属機関・組織を技術的・経済的に支援する。
2. 事業の研究、計画立案、資金調達、契約において、地域の自治組織および所属組織が INGALA とこの目的のために協定を結んだ場合、これらを支援し、経済的拠出を行うことが出来る。
3. 地域の自治組織および所属組織と調整の上、地域社会が要望する事業を実施し、サービスを提供する。
4. 短期滞在者としての人員の入島を許可あるいは拒否し、一般的に居住権のコントロールを行う。
5. 島内住民の間に、継続可能な開発と両立しうる経済活動を振興する。
6. 島内の他機関と調整の上、自然資源、海洋資源、陸上資源、地下水、表流水利用、農業利用、環境衛生、農牧活動、漁業その他島内生態系維持のためにコントロールされるべき活動のための研究を実施する。
7. 自然保護のための現行規定の遵守に協力する。
8. 州内のあらゆる事業プロジェクトの環境影響調査の準備と実施において政府機関に助言を行う。
9. ガラパゴス州の管理運営強化と調整のため、省庁間、国内および国際協定実施を促進する。

第 2 章 INGALA 審議会

第 5 条 構成

INGALA 審議会は、ガラパゴス州の政策および活動の集団指導的機関である。INGALA 審議会は、下記のメンバーあるいはその代理人により構成される。

1. 環境大臣(主宰)
2. 財務・公共融資大臣
3. 防衛大臣
4. 観光大臣
5. 貿易・工業化・漁業大臣
6. INEFAN 総裁あるいはその代理人
7. ガラパゴス州知事
8. ガラパゴス州自治体連合代表者
9. ガラパゴス州観光会議所 CAPTURGAL 会頭
10. ガラパゴス伝統漁業協同組合代表者
11. エクアドル自然および環境保護委員会 CEDENMA 議長
12. 農牧生産者連合から選出されたガラパゴス州農牧生産者代表
13. ガラパゴス州長官

チャールズ・ダーウィン財団は、投票権を伴わない発言権を以って INGALA 審議会に参加する。

INGALA 審議会は、特定の権限をもつ機関調整委員会、技術委員会、計画立案委員会、居住権審査・管理委員会を備える。各委員会の構成、組織および機能のための手続きは規則により定められる。

本法の規則は、10名から12名に定められた代理人の指名手続きを設定するとともに、INGALA 審議会の組織と機能基準を定める。

第 6 条 INGALA 審議会の権限

INGALA 審議会の権限は以下のとおりである。

1. 共和国政治憲法に基づき定められる国家政策および該当法規に従う、ガラパゴス州の継続可能な保全と開発のための一般政策を承認する。
2. 共和国政治憲法に基づき定められる国家政策および該当法規に従う、同州開発のための都市部および農村地域内の計画立案と土地整備の地方政策を承認する。
3. 共和国大統領の執行命令により発せられるガラパゴス州に対する地方計画を承認する。
4. 下記の地方計画立案に対する一般方針を承認する。
 - a) 上下水道統合システム、環境健全化、廃棄物の輸送と処分を含む衛生インフラの設定
 - b) ガラパゴス州に入ることのできるエンジン付き車両および機械類の台数とタイプを特定する。
 - c) ガラパゴス州に適用できる環境汚染の最大許容レベルを決定する。
5. INGALA の内部規則を承認する。
6. INGALA の運営計画の年間予算および年間財務状況を認識し承認する。該当規則に基づき INGALA の動産および不動産の購入あるいは譲渡を許可する。

7. 本法、一般適用規則および INGALA 内部規則が定めるその他の権限

第 3 章 INGALA 技術局

第 7 条 国立ガラパゴス庁(INGALA)の技術局は、審議会の決議事項の実施および本法ならびにその規則が特定する機能の実施を担当する。

国立ガラパゴス庁(INGALA)の技術局は、総裁により統率される。

第 8 条 総裁の権限

下記の権限が該当する。

1. INGALA の法的、司法的、法廷外の代表権を行使する。
2. 国内外の公的・私的部門との契約および協定を調印する。該当法規の規定に従い、一般規則は、審議会の許可を得て本権限行使に必要な金額を設定する。
3. 該当規則に従い、一般運営および人事関連のすべての行為に関して決定を下す。
4. INGALA が機能するための組織機能規則およびその他の規範を審議会の承認を得るため提案する。
5. INGALA の各技術委員会に書記官として参加する。
6. 本法、その規則および INGALA 審議会が指定するその他の権限

第 9 条 総裁指名

INGALA 総裁は、エクアドル国出生者であり、上級レベルの専門家でガラパゴス州在住者でなければならない。INGALA 総裁は、共和国大統領により指名され、解任される。

第 10 条 INGALA の資金

INGALA の資金は下記より構成される。

1. 本法が割り当てる資金
2. その経常支出金額の資金手当てのため国家予算内で割り当てられる資金
3. 国内外の公的・私的部門からの拠出金
4. INGALA の運営、資産およびサービスから生じる資金
5. 国内外からの借款
6. 部門開発基金(FONDESEC)の創設法、州開発基金(FONDEPRO)およびその他の特別法の該当資金。これらは、前述の資金のための基準内で設定された目的とは無関係に、すべての権限の完全遵守のために使用される。
7. 島内居住面積の 2%は、ガラパゴス国立公園局により境界が定められている。この区域の境界設定と利用は、本法に定める原則と基準ならびに INGALA 審議会の政策と決定に従ってガラパゴス国立公園局により作成された当該管理計画に従うものとする。

第 4 章 ガラパゴス州の保護区域

第 11 条 ガラパゴス国立公園およびガラパゴス海洋保護区は、保護区の国家資産の一部を形成している。

これらの区域の司法的・行政的制度は特別なもので、本法、その規則ならびに森林および自然区と野生種保全法とその規則に従うものである。

ガラパゴス国立公園として境界が定められている区域およびその隣接区域は、本法第 10 条 7

番規定の枠内で行われる

現働化を損なうことなく、1979年7月31日付け官報No.15に公示された省庁間合意No.0297において不変である。

本法において割り当てられた資金、その経常支出全額の資金手当てのため国家予算内で割り当てられる資金、国内外の公的・私的部門からの拠出金、遺産、供与、運営により生ずる資金、国立公園使用料、国内外からの借款およびその他特別法において割り当てられる資金がガラパゴス国立公園の資金である。

これらの資金は、国庫には入金されず、国立公園局が自らの銀行口座および予算を通して直接管理する。

第一節 ガラパゴス海洋保護区

第12条 ガラパゴス海洋保護区は、本法の法改正タイトルにある分類に基づき、多目的かつ総合的管理の海洋保護区分類に入る。

海洋保護区全体は、1971年7月13日付け官報No.265に公示の1971年6月28日の執行令No.959-Aにある通り、諸島の基準線から計って40海里の海域および内海を含む。

第13条 組織間の管理機関

組織間の管理機関を下記のメンバーにより構成する。

1. 環境大臣あるいはその代理人(主宰)
2. 防衛大臣あるいはその代理人
3. 貿易・工業化・漁業大臣あるいはその代理人
4. 観光大臣あるいはその代理人
5. ガラパゴス州観光会議所
6. ガラパゴス伝統漁業部門
7. ガラパゴス州保全・科学・教育部門

ガラパゴス国立公園局長は技術書記官として参加する。

委員会メンバーの主要代理人あるいは交代者は、ガラパゴス諸島に在住するそれぞれの機関の職員でなければならない。

第14条 組織間管理機関の権限は下記のとおりである。

- a) 保全原則と継続可能な開発に基づくガラパゴス海洋保護区のための一般政策を設定する。
- b) ガラパゴス海洋保護区に対する保全管理および継続可能な利用計画を承認する。
- c) 計画遵守を監視する。
- d) 保護区の管理優先性に従い、ガラパゴス海洋保護区に割り当てられた資金およびその他の収入を分配する。
- e) 必要と見なす場合に公的・私的機関の参加を召集する。
- f) 国家漁業および漁業開発委員会の助言を踏まえて、ガラパゴスで許可されている漁業スケジュール、漁獲量、漁業海域、魚種および漁法を承認する。
- g) 海洋漁業の保全と開発政策改善に向けた参加型調査、科学研究を許可する。

第15条 運営管理

ガラパゴス国立公園局は、ガラパゴス州海洋保護区の運営管理を担当し、同区内の自然資源管理の管轄および権限を行使する。

科学的コントロール・研究およびモニタリングのために、管理計画規定および調印される国際協定に基づき、公的管轄機関ならびに海洋保護区で活動する民間機関と活動調整を行う。

漁業資源事務局および海軍は、管理計画に基づき、ガラパゴス州海洋保護区のコントロール活動に必要な検査官および人員を割り当てる。

ガラパゴス国立公園局は、海洋保護区の管理計画作成と監督、保全および継続可能な利用な

らびにその他参加型・適用型管理原則の下に作成される政策や計画立案に対する調整を担当する。これらの政策や計画立案は、INGALA 審議会に諮られ、承認を受けるものとする。

ガラパゴス海洋保護区管理計画は、参加型管理総会を通してしかるべく組織された利用者グループの地元参加と責任の協調およびレベルを決定する。

第 16 条 海洋特別保護区

この海域における有毒物質または危険性の高い物質の輸送を規制するために、基準線から最低 60 海里の保護区を設定する。この境界線は、この目的のために実施される国際合意および科学研究に基づき、拡大することができる。

第 2 節 ガラパゴス州保護区への収入に由来する資金

第 17 条 観光収入に対する租税

ガラパゴス国立公園およびガラパゴス州自然資源保護区への収入に対する租税を設定する。この租税は、下記に詳述する金額が所定の場所で観光客により支払われるものとする。

1. 本条項 3. に定める以外の、エクアドル非在住の 12 歳以上の外国人観光客の入島に際して、米ドル 100 ドル(US\$100)相当のスクレを支払う。
2. 本条項 4. に定める以外の、エクアドル非在住の 12 歳以下の外国人観光客の入島に際して、米ドル 50 ドル(US\$50)相当のスクレを支払う。
3. アンデス共同体あるいは MERCOSUR 加盟国の国民である、エクアドル非在住の 12 歳以上の外国人観光客の入島に際して、米ドル 50 ドル(US\$50)相当のスクレを支払う。
4. アンデス共同体あるいは MERCOSUR 加盟国の国民である、エクアドル非在住の 12 歳以下の外国人観光客の入島に際して、米ドル 25 ドル(US\$25)相当のスクレを支払う。
5. 12 歳以上のエクアドル人観光客あるいはエクアドル在住の外国人観光客の入島に際して、米ドル 6 ドル(US\$6)相当のスクレを支払う。
6. 12 歳以下のエクアドル人観光客あるいはエクアドル在住の外国人観光客の入島に際して、米ドル 3 ドル(US\$3)相当のスクレを支払う。
7. エクアドル非在住で国内教育機関に学生登録している外国人学生である観光客の入島に際して、米ドル 25 ドル(US\$25)相当のスクレを支払う。

2 歳未満のエクアドル人あるいは外国人観光客は、本税支払いを免除される。

本税の主体はエクアドル国家およびガラパゴス国立公園局であり、同局は徴収機関の役割を果たし、さらに本法の定めるところに基づきその分配も担当する。

第 18 条 ガラパゴス州保護区への収入による資金の分配

前条項に定める租税徴収に由来する資金は、下記の方法で分配される。

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. ガラパゴス国立公園 | 40% |
| 2. ガラパゴス市 | 20% |
| 3. ガラパゴス州審議会 | 10% |
| 4. ガラパゴス州海洋保護区 | 5% |
| 5. 保護区の国家資産に対して INEFAN へ | 5% |
| 6. 国立ガラパゴス庁(INGALA) | 10% |
| 7. ガラパゴス州検査および検疫システム | 5% |
| 8. 海軍 | 5% |

ガラパゴス国立公園局は、1,4 および 7 に定める資金を管理する。また、管理計画に基づき、海軍が担当する海洋保護区コントロールおよびパトロールを保証するために必要な金額ならびにガラパゴス州検査・検疫システムに資金調達するため、エクアドル農牧衛生局(SESA)が必要とする資金を割り当てる。

第 19 条 ガラパゴス州保護区への収入による資金の利用
地域の自治機関および INGALA に割り当てられた、ガラパゴス国立公園への観光客入島に対する租税に由来する資金は、下記の目的にのみ利用される。

1. 教育、スポーツ、保健および環境衛生プロジェクトの資金調達
2. 環境サービスの提供
3. 観光客対応に直接関連するサービスの提供

第 20 条 ガラパゴス州保護区への収入による資金の管理
公共部門予算法の規定の例外として、本節に定める租税徴収に由来する資金は、国庫に入金されない。

上記資金は、ガラパゴス国立公園局により徴収され、国内のいずれの公的あるいは民間金融機関においても国内通貨または外貨で預金することが出来る。この資金の分配のために、ガラパゴス国立公園局は、同局の管理該当分を事前に差し引き、各裨益機関名義で開設された特別口座に、本法に定める分配率に従い、追加無しに毎月送金を行う。

第 21 条 ガラパゴス州保護区への観光客入島に対して何らかの性格をもつ租税や料金を定めている公共機関は、本節に定める税金分配に参加する権利を失う。いかなる場合においても、観光活動に直接結びつくあらゆる性格の租税や料金は、INGALA 審議会および観光省からの事前の賛同報告を必要とする。

第 5 章 その他の公的管理組織

第 22 条 一般政策の遵守
地方における国の所属機関は、ガラパゴス諸島の保全および開発に関する計画、プログラム、プロジェクトならびに予算作成作成に対し、INGALA 審議会発行の一般方針を遵守する。

ガラパゴス州の地方分権機関は、組織計画・予算作成への導入のため、組織計画立案プロジェクト、予算案および運営計画、組織の予算作成を適宜上位機関に送付する。また、地方計画立案に含めるべく、INGALA 審議会に組織計画立案を送付する。

ガラパゴス州の管轄および権限下で総合保全および管理目標を遂行するため、地方自治政府は国家政策および INGALA 審議会が承認する地方計画立案のための方針を遵守する。地方自治体は、その管轄範囲内において、ガラパゴス州資源管理運営の調整と強化のため、組織間協定を結ぶことが出来る。

第 23 条 地方自治体
共和国政治憲法および地方自治体制度法、地方分権化法、住民参加法に定める機能の他に、本法の定めるところを損なうことなく、ガラパゴス州の地方自治体にはその管轄範囲内で下

記の機能が該当する。

1. 該当管理計画の一部と見なされる、居住地の都市部および農村部区域を含む、郡内の土地利用の計画、区画割およびコントロールの作成。この目的のため、該当部門に管轄を持つ機関と調整を行うものとする。
2. 現行法規および INGALA 審議会が定めるパラメーターおよび基準に従い、汚染コントロールのための基準を発令する。
3. INGALA 審議会が承認する計画やプログラムに基づき、州審議会と調整の上、衛生インフラ、上下水道統合設備、下水道設備、および一般的な環境衛生設備の建設を行う。
4. 汚水槽からの排水、下水、固形廃棄物またはその他環境汚染源となる要素の処理
5. 該当機関と調整の上、都市部および農村部に持ち込まれる種の全面的コントロールと撲滅。

第 II 編 ガラパゴス州の居住権制度

第 24 条 一般原則

ガラパゴス州に入島あるいは滞在する者はすべて、本法、その一般適用規則および同分野の特別規則に従い、その移動状況を合法化しなければならない。

居住権コントロールは、本法およびその規則に基づき、INGALA 審議会の居住権審査およびコントロール委員会が行う。

第 25 条 居住権の区分

本法の目的のため、下記の三つの居住権の区分を設ける。

1. 恒常的居住者
2. 一時的居住者
3. 観光客および短期滞在者

第 26 条 恒常的居住者

下記の者を恒常的居住者と認める。

1. 両親のいずれかが恒常的居住者で、ガラパゴス州出生者。
2. 正規の国内滞在許可証をもつエクアドル人または外国人で、法的に認められた婚姻関係にあるもの、またはガラパゴス州の恒常的居住者の子。
3. 正規の国内滞在許可証をもつエクアドル人または外国人で、本法公布時点でガラパゴス州に 5 年以上継続して居住しているもの。

本法公布時点でガラパゴスに居住するエクアドル人および外国人で、本条項 3. に定める恒常的居住権へのアクセス条件を満たさないものは、一時的居住者と見なされる。規則に定める要件を前以て満たし、5 年間の継続居住を満たせば、恒常的居住者区分を希望することが出来る。

第 27 条 一時的居住者

下記の者を一時的居住者と認める。

1. 州内で公的任務、軍役、文化学究活動、技術活動、スポーツ活動、科学活動、専門および宗教的活動を遂行する者は、その任務又は活動が継続する期間、一時的居住者と認める。

2. 国の所属機関関連の職務に同期間延長可能な1年以内の期間従事する者。該当規則に従い、契約期間満了条件に一時的居住権は失効する。
3. 関連法規条件下の結合関係にある配偶者または同居人および一時的居住者の子は、もう一方の配偶者、同居人または両親の居住権が継続する期間一時的居住者と見なされる。

第28条 居住者の活動

恒常的居住者は、ガラパゴス州内において、被雇用者、労務者として働くことができ、生産活動またはサービス業に従事することができる。一時的居住者は、その入島の動機となった活動にのみ従事することができる。

恒常的および一時的居住者のみがガラパゴス州内で住民登録される。

ガラパゴス州内での公的・民間事業およびサービス実施のため、地元の労働力および専門家が起用される。公的および民間部門において、これでは不十分な場合は、事前にINGALAの賛同報告を得て、非居住の専門家あるいは労働者が雇用される。欠員を埋めることはできるが、一時的な名目であり、雇用主に対して規則が定める期間、区分および要件による契約を伴うものとする。

第29条 観光客および短期滞在者

観光開発特別法第34条の適用において、本法の目的のため、観光客とはガラパゴス州保護区の資産および集落の訪問者のことである。

短期滞在者とは、ガラパゴスに短期滞在する自然人で、本法の居住権制度内に定める区分に属さない者である。

第30条 観光客および短期滞在者の活動

観光客として旅行する者あるいはガラパゴス州に短期滞在する者は、営利活動を行うことが出来ず、州領土内に一年間に最長90日間滞在することが出来る。この期間は、この目的のために規則に定められる条項に従い、例外的にただ一度だけ更新可能である。

第31条 観光客および短期滞在者に対する要件

観光客あるいは短期滞在者としてガラパゴス州に旅行する者は、下記の義務を負う。

1. 観光事務所、旅行代理店、航空会社事務所またはその他の旅客輸送事務所を通して配布されるINGALA発行の通行コントロールカードを入手すること。
2. 個人の譲渡不能な、大陸と島との間の往復航空券または乗船券を入手すること。

第 III 編 ガラパゴス州教育および保健規則

第 1 章 教育および研修規則

第 32 条 教育および研修規則の原則

ガラパゴス州の教育および研修規則制度は、下記の一般基準に従うものとする。

- a) 国は、すべてのレベルにおいて、ガラパゴス地方の特殊な必要性に向けた研修を優先する。
- b) 州内の環境保全と保護ならびに社会経済特性を導入した総合的教育改革の制度化の適用
- c) ガラパゴス州内の教育機関の建設、技術導入、改善および設備整備。
- d) ガラパゴス州内の他の公的部門の機関に対して、教職報酬を比較する。

ガラパゴス州内で職務遂行のために指名、割当あるいは契約された国の所属事業体の職員は、その職務の一年目に、国立ガラパゴス庁と環境省の調整の下、チャールズ・ダーウィン財団の助言により行われる、自然資源保全、環境保護および継続可能な開発に関する研修コースに合格するものとする。

第 33 条 管理の地方分権

管理、技術、教育および財務運営を迅速化するため、教育文化省およびその所属機関は、事前の該当妥当性調査を経て、ガラパゴス州教育局に管理機能の実施を委託する。

第 34 条 総合的教育改革

総合的教育改革は、教育文化省により承認され、その策定はガラパゴス州教育局および公式に組織された島内教職が担当する。この目的のため、関連の公的および民間部門の参加を伴うものとする。総合的教育改革は、継続的なフォローと評価に従うものであり、その結果は、再編成と現働化のためのベースとなる。

第 35 条 島内教職のための教科課程外活動

ガラパゴス州で働く教育専門家は、地域社会と自然保護に資する活動の振興を心がけ、補助教材作成、支援グループの創設、環境、文化、社会およびスポーツ・グループの組織、専門家研修用ワークショップ、セミナー、教育回復活動など環境保護に向けた教科課程外活動を行うものとする。

ガラパゴス州の教育専門家は、教育品質および前項に定める補完的活動の完全な遂行を確保することのできる評価プロセスに従うものとする。

本条項に定めるところにより、国家教職等級法の規定に加え、ガラパゴス州の教職に対し、専門基本給を最低生活維持給 2 か月分増額する。財務省は該当予算をカバーするために必要な資金を割り当てる。

第 36 条 奨学生制度

エクアドル奨学金および教育融資庁は、国立ガラパゴス庁(INGALA)を通して、ガラパゴス地方の学生および専門家に対して利用可能な奨学金ならびに融資を公示し、割り当てなければならない。これらの融資および奨学金授与要件ならびにその数は、ガラパゴス州居住者特別規則に定めるものとする。

第 2 章 保健制度

第 37 条 全国レベルの医療サービス

ガラパゴス州在住のエクアドル社会保険庁(IESS)加入者は、国内各都市にある同庁の保健施設のいずれにおいても医療サービスを受けられるものとする。このため、同庁は、医療のために必要な移動および帰島経費ならびに最低生活費を賄うものとする。

第 38 条 保健制度の原則

ガラパゴス州保健制度は、公共保健省および財務省により適宜適用されるべき下記の原則に従うものとする。

1. 予防医学および強制的暫定医療プログラムの設定
2. 保健インフラの改善、建設および設備整備
3. 人員割当および恒常的研修

このため、ガラパゴス地方病院建設、設備および稼動に必要な資金が準備される。

保健の特定機能を行う有資格専門家は、該当専門基本給に最低生活維持給 2 か月分の増額を受けられるものとする。

第 IV 編 ガラパゴス州の生産活動

第 1 章 漁業活動

第 39 条 漁業活動の原則

ガラパゴス州海洋保護区内の漁業活動は、本法および該当管理計画に含まれる水生生物資源の継続可能な利用のための保全、適応管理、方針の原則に従うものとする。

第 40 条 漁業区分

ガラパゴス州海洋資源管理計画は、島内生態系中の脆弱種を保護すべく許可される利用区分および漁業活動を決定するとともに、本法に定めるところに従い、資源の継続可能な利用と生態系保全を確保するための措置、コントロールおよびメカニズムを設定する。

第 41 条 輸送および商業化

輸送および商業化は、該当する妥当性技術調査に基づき、管理計画において規制される。

第 42 条 伝統漁法

ガラパゴス州海洋保護区においては、該当管理計画で特定される伝統的漁法のみが許可される。同計画では、ガラパゴスの伝統的漁業活動の最適化を確保するために小型船舶を、より大型でトン数も大きく、より良い漁業設備を備えた船舶に交換することが認められる。

この規則は、最新の漁業調査に基づき作成される。漁業許可は船舶ごとに与えられ、該当規則に従い譲渡可能である。

第 43 条 伝統漁業活動の要件

1. ガラパゴス州の恒常的居住者の資格をもち、さらに、
2. 本法公布時点でしかるべく設立されているガラパゴス州伝統漁業組合のいずれかに加入すること。

第44条 漁業登記

ガラパゴス海洋保護区内で漁獲作業、商業化または漁船に対する供給を含む漁業活動を行うすべての船舶は、管轄当局に対し事前に登記されていなければならない。管轄当局は、法とその規則に定める特性を遵守すべく、船舶の定期的信徒およびコントロールを行う。規則により、ガラパゴス州における漁業活動のための許可制度が設定される。

第2章 観光活動

第45条 観光と保全

ガラパゴス州内で許可される観光は、自然観光の原則に基づき、同州内の国立公園、海洋保護区および集落をその目的地とする。本法に定める保全原則と両立しうる操業形態に従うものとする。同様に、観光開発特別法、森林および自然区域ならびに野生種に関する法、その一般規則、自然保護区域内の観光特別規則および現行の管理計画に従うものとする。

第46条 管轄

エクアドル森林および自然区域ならびに野生種保全庁(INEFAN)は、ガラパゴス国立公園局を通して、それぞれの管理計画に従い、ガラパゴス州保護区域の観光利用をプログラムし、許可し、コントロールし、監督する。また、該当法規に定める違反の判断および処罰も管轄する。

ガラパゴス国立公園およびガラパゴス州海洋保護区内において、観光省が観光サービスの最低品質基準および観光開発特別法に基づく、ユーザーに関する利益供与、調整、サービス提供のコントロールにおける権限を管轄する。

第47条 操業許可

ガラパゴス国立公園およびガラパゴス州海洋保護区の観光利用は、自然保護区域内の観光特別規則および各管理計画に基づき、INEFANが発行する許可を得た操業者および船主がその権利を有する。同特別規則において、ガラパゴス州に対する観光操業許可の統合システムが明記される。

上記の観光操業許認可において提供される権利は、恒常的居住者にのみ譲渡することができる。

第48条 地域社会参加を伴う観光振興

地域社会参加を伴う観光活動の計画立案と調整において、ガラパゴス国立公園および観光省に助言を与えるため、ガラパゴス州の公的および民間機関による諮問委員会が形成される。同委員会の構成と機能は、本法の一般適用規則ならびにそれぞれの管理計画において設定される。

現在のすべての観光操業形態および今後創設される形態は、恒常的居住者のために設計され、彼らには事前に許可または割当を得ていないという条件で、観光操業権が与えられ、このた

めには、INEFANにより審査され、INGALA 審議会により承認されねばならず、その上で、観光活動に対して設計された優先的融資を受けることができる。
本法公布以前に INEFAN により与えられた観光操業権は尊重され維持される。

第 49 条 新規観光インフラの建設

新規観光インフラの建設は、INGALA 審議会の許可を必要とし、この許可は、恒常的居住者で下記の義務を負うものに対してのみ与えられる。

- a) 地域への利益を生じること
- b) 自然保護区域内の観光特別規則に基づき、観光サービスの質を保証すること。
- c) 該当環境評価調査および管理計画を通して、ガラパゴス州生態系への影響が最小限であることを保証する。
- d) 該当管理計画、地方計画および環境基準に明記される計画立案ならびに区画内で明確に許可された地域において開業すること。

第 50 条 非商業外国船舶の入港

移動中の非商業船舶で乗員 10 名までのものは、補給を目的として州内の有人港のいずれかに寄港することができる。これらの港における停泊期間は 20 日以内とし、延長はできない。

本条項の下に入港が許可された船舶における観光活動の実施を禁止する。さらに、これら船舶は、前述の特別規則および該当管理計画に定める要件ならびに規定を遵守しなければならない。この部門の国内現行基準に従うものとする。

第 51 条 資産総額に対する税金

1988 年 12 月 29 日付け官報 No.97 に公示の法 No.006 に基づき定められた資産総額に対する税金は、ガラパゴス州内で活動を行っている場合は、その主要活動の所在する郡において同税の支払い主体により申告され、支払われなければならない。州内で申告され支払われるべき税額設定のため、ガラパゴス州内に位置する全資産および経常債務が考慮される。ガラパゴス州内で申告および支払が成された後、国内の他の場所で支払が要求されることはない。

第 52 条 操業割当金の定期的増額に対する例外

ガラパゴス州内では、自然保護区域内の観光特別規則第 42 条に基づき他の自然地区に対して定められている定期的増額が適用されない。いかなる修正もそれぞれの管理計画が行う見直しの対象となる。

第 3 章 農畜産事業

第 53 条 農畜産業推進政策

ガラパゴス県における農畜産事業は以下の要項に従って推進される。

1. 悪影響を及ぼす要素を極力少なくして、生態系の維持に努める。
2. 以下の方針で対処する。
 - 第 50 地域住民の自給自足率を向上させ、又、観光事業のために必要な要件を充足する。
 - b) 外地からの製品の導入量を減少させる。
 - c) 外部の動物及び植物類の導入を調整し、減少させる。
3. 生産システムを島の物理的地理的特徴に適合させながら、農業、畜産業の生産技術の改善を優先

させる。生物学的且つ有機学的な基盤に基づいた農畜産事業の形態を確立する。

4. 全ての個人及び法人は、導入される動植物の全体的な管理と、その導入及び分散の予防に力を注ぐことが必要である。更に、島特産の動物の生命保存に大きな影響を与えると思われるような品種の管理、侵入の防止等のために、検査と防疫の活動を第一に考える。
5. 生産品の品質と競争力の向上の為に、生産、処理、流通の各地域において、それぞれの仕事に携わる農牧業者の組織設立を推進する。

第54条 導入品種の全体的管理

人及び貨物の陸揚げ港、空港での検査と防疫業務は、ガラパゴス県に施行されている衛生及び家畜防疫と現住地域における特別法令第3条によって設置された機関の協力を得て、農畜産省が、エクアドル農畜産衛生局 SESA を通して担当する。

第51条 農業地域における他品種侵入の防止、根絶

農業地域同様、ガラパゴス国立公園内への外部からの動植物の侵入を根絶するための年間計画は、農畜産省及びエクアドル林野庁と自然環境保護地区管理庁が作成する。

INEFAN, チャールズ ダーウィン基金及び事業推進の核として認可されている生産者の団体である INGALA と連携して運営に関わる業務を実施している。

年間計画の事業資金は、検査防疫機構及びガラパゴス国立公園の会計で賄う。

第52条 導入を許可される品種

農畜産省及びガラパゴス国立公園庁は、チャールズ ダーウィン基金とガラパゴス県の調査機関の助言を仰ぎながら、例外的に導入できる品種の全体的管理に関わる規約、手続きを制定する。

第53条 農牧業生産の技術的開発に対する援助

農畜産省は、ガラパゴス国立公園、科学調査機関及び生産者の公認団体の協力を得て、地域の開発計画、法令の枠の中で、農牧業生産における技術的改革を推進する。本法令の実施は、調査の重要性と技術化の促進を明確にするためのメカニズムを構築させることになる。更に、技術改善の計画には、島の従来の子種の保護に支障のない範囲での、農牧業に必要な大気中、地上及び地下の水資源利用に大きな可能性をもたらす技術の開発と活用も含まれる。

第54条 農薬の使用

毒性が高いと認定されている農薬の散布、導入、販売、使用は禁止する。

例外についてはその手続きは法令により定める。

第4章 手工業事業

第55条 手工業の振興

エクアドル政府は、資金面及び商業化振興の面に対する政策を打ち出して、地域の手工業の推進に力を入れる。

第56条 地域における手工業生産

ガラパゴス県における手工業品、民芸品の販売はガラパゴス現住民固有のものであり、他の公共施設や観光施設、船などでの販売は禁止される。

第V編 環境管理

第57条 環境資源委員会は、国レベルの機関とは別な形での関連規則に則って環境省が運営する。

公共、民間、あるいは両者の共同体の事業の実施の為に、契約や運営上の権限に対して予め制定した規則に従い、環境面での影響を検討することが必要である。その検討により得られた規約などについては前述した規則の一部となる。

環境面での影響を検討する役目を担う者は、職務上法的責任を負うものとする。契約を履行し、公共、民間、あるいは両者の共同体の事業を管理する職員は、職務運営上法的責任を負うものとする。

関連法令に制定された条件とは別に、当条項に関する環境面の評価検討には、ガラパゴス県における理想的な開発のための特定の要件も含まれる。

第58条 禁止事項

1. 伝染性、放射性、及び核を帯びたあらゆる有毒廃棄物の持ち込み、投棄。
2. 処理及び除去の困難な液体、固体、気体の汚染物質を出すような新規工業施設等の設置及び稼働。
3. 海洋保護地域における、大型機械、自動車、船舶の廃材の投棄。これらの廃棄物処理については法令で特定する。
4. 島内部の溝、水域、海洋保護地区、海岸等への、船舶から出る残滓、排水、その他法令に即した処理を施していない汚染の原因になると考えられる廃棄物の投棄。
5. 現行の規則に反する、外部からの生物の搬入。
6. 本国内の全ての種類の動植物、鉱物等の島への搬入、及び島内固有の生物の本国への搬出のためのあらゆる輸送活動。
7. 当局の許可を得ないで行う、島間の土着生物の移動。
科学的なサンプルの移動については、森林法及び国際制約の条項に基づいて INEFAN が許可を与える。

第59条 廃棄物の取扱い

廃棄物の投棄及びゴミの焼却については、法令に則り、それぞれの関係規則にある特定条項に従って、又自然環境及び観光的美観を損なわないような場所の許可を得なければならない。

第VI編

経済的振興

第60条 生産事業と維持管理の経済的振興

農業、畜産業、漁業、観光物産業の生産計画及びガラパゴス県の教育計画に対する財政のために、民間の金融機関が INGALA の承認の下に優先的に又市場の相場よりも好条件で融資をし、利益や手数料に相応した総収入にかかる税金の額に基づいて控除が受けられるように取り計らう。

第61条 民間事業への措置

ガラパゴス県において永住できる場所の確保のための計画に投資し、又は雇用できる範囲の従業員に給料を支払おうとする個人又は法人は、居住する場所や事業の場所に関わらず、事業によって発生する総金額にかかる税金を毎月申告する事によって減額の措置を受けることができる。

第62条 優先的融資

国立振興銀行、エクアドル住宅銀行、国立金融財団及び他の公的機関、もしくは合資企業が、ガラパゴス県においての定住地確保の為に、管轄地域の承認を得て優先的に特別融資を実施する。

第63条 環境衛生化への寄付に対する控除

個人又は法人は、活動の種類を問わず、INGALA の分類に基づいて、環境健全化、外部からの生物等の侵入防止、雇用、教育への寄付に対しては税金の負担の軽減を受けられる。その他、ガラパゴス県の地域保護に関する活動に対しても同様である。

第Ⅶ編

違反及び罰則

第 68 条 ガラパゴス県の保護海域において、個人又は法人の代表者が許可を受けずに漁業活動をおこなった場合は、3ヶ月以上3年以内の禁固、及び最低基準賃金の2000日分の罰金を科す。

更に、当局によって既に許可を受けていない積荷及び船舶は没収する。

ガラパゴス県の保護海域において、個人又は法人の代表者が、禁止されている方法により、又は明らかに捕獲禁止の対象となっている海産物を獲った場合は、15日以上120日以内の禁固、及び最低基準賃金の80日分の罰金を科す。更に当局によって既に許可を受けていない積荷及び船舶は没収する。

前述の罰則は、保護海域に立ち入った者、及び、許可を受けずに捕獲活動、運搬、狩猟、商工業活動をおこなった者及び地域特有の、しかも傷つきやすく、CITES の規則及び国際基準に則って制定された国内法令のリストに基づいて絶滅の危機にあるとされている生物の一部もしくは全体を破壊する恐れのある者に対して適用される。

第 69 条 以下の者は、条件によって、又は既に当局による許可を受けていない場合、1ヶ月以上1年以内の禁固、及び最低基準賃金の10日分以上1000日分以下の罰金が科せられ、製品は没収される。

- a) 保護地域を破壊、又は変質させた者、入り江、砂浜、川に廃棄物を投棄した者、生態系を著しく乱すような排水やその他のものを捨てた者、あるいは許可を受けずに、保護地域内の土石を採取した者。
 - b) 許可を受けずに、いかなる方法であれ外部から生物を島内に持ち込んだ者。
 - c) 許可を受けずに、いかなる方法であれ島内から本国へ、あるいは国外へ地質学上の物質を持ち出した者。
 - d) 明示されたある特定期間内に、現行の規則に対する重大な違反となる観光業務又は漁業の権利の譲渡を許可した者。
- その他、業務を放棄した者も罰せられる。

第 70 条 法令に照らして立証された犯罪については、森林法及び自然環境地域法に基いた管理上の性格を持ったもの以外は、刑事訴訟法をもって管轄の裁判官によって裁かれる。

これらの犯罪は公式に捜査され、又告発者は訴訟できる。

罰金に関しては、ガラパゴス国立公園によって規則に沿った管理事業に組み入れられる。

第 71 条 当法令違反となる管理業務上の違約行為、及びその罰則には、一般条例が適用されるが、その他の予想される違反についてはその限りではない。当該法令で立証された違反については、その罰則は以下の 1 項目もしくは数項目が適用される。

第64 製品及び違反行為のために使用した機材の没収。

第65 最低基準賃金の 10 日分以上 1000 日分以下の罰金。

第66 権利、許可、免許、使用权、又は全ての権利及び利益に寄与する物の一時停止。

裁定及び罰則の行使にあたり、複数の違反があるか又は運営機関の権限に疑いのある見られる場

合は、最も重い罰則を科すことができる。